| 件 名 | 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例 | | |
|-------|---|--|--|
| 主管課 | 警察本部警務課 | | |
| 根拠法令等 | 警察法(昭和29年法律第162号)第57条、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条 | | |

【改正の概要】

ー層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制を強化するため、警察官の 定数を3人増員するもの

| 1 警察官 | 2,408人 | 2,411人(+3人) |
|---------------|---------|--------------|
| (1) 警視 | 9 9 人 | 99人(増減なし) |
| (2) 警部 | 203人 | 203人(増減なし) |
| (3) 警部補及び巡査部長 | 1,383人 | 1,385人(+2人) |
| (4) 巡査 | 7 2 3 人 | 724人(+1人) |
| 2 警察官以外の職員 | 4 1 5 人 | 415人(増減なし) |
| 計 | 2,823人 | 2,826人(+3人) |

施 行 日 平成23年4月1日

【その他参考事項】

法 令

警察法(昭和29年法律第162号)

(職員の定員)

第57条 省略

2 <u>地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む。)は、条例で定める。</u>この場合において、<u>警察官の定員については、政令で定める基準に従わな</u>ければならない。

警察法施行令(昭和29年政令第151号)

(地方警察職員の定員の基準)

第7条 法第57条第2項に規定する地方警察職員たる<u>警察官の定員及びその階級</u> 別定員の基準は、それぞれ別表第2及び別表第3のとおりとする。

四国4県の警察官(政令定員等)の状況

| 県名 | 現在の政令定員 | 増員数 | 改正後の政令定員 | 改正後の警察官 1 人 当たりの負担人口 |
|-----|---------|-----|----------|-------------------------|
| 徳島県 | 1,502人 | 3人 | 1,505人 | 5 2 7人 |
| 香川県 | 1,805人 | | 1,805人 | 5 5 9人 |
| 愛媛県 | 2,372人 | 3人 | 2,375人 | 6 1 2人 |
| 高知県 | 1,564人 | | 1,564人 | 491人 |